

特別養護老人ホーム エスコート磯原 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
 (茨城県指定 第0871500351号)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

〔目次〕

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	1
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	4
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）	9
7. 残置物引取人	11
8. 苦情の受付について	11
9. 第三者評価の実施状況	12
10. 事故発生時の対応	12

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 白寿会
- (2) 法人所在地 茨城県北茨城市華川町車 1145 番地 65
- (3) 電話番号 0293-42-8910
- (4) 代表者氏名 理事長 鈴木 重光
- (5) 設立年月 平成 16 年 10 月 5 日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成 18 年 3 月 15 日指定
茨城県 0871500351 号
- (2) 施設の目的 10 人の利用者をひとつのグループ（ユニット）とし、ご自宅に近い居住環境の中で介護を行い、出来るだけ利用者一人ひとりの個性や生活リズムに沿った日常生活を送っていただくことを目的としています。

- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム エスコート磯原
- (4) 施設の所在地 茨城県北茨城市華川町車 1145 番地 65
- (5) 電話番号 0293-42-8910 F A X 0293-42-8911
- (6) 施設長氏名 鈴木 重光
- (7) 当施設の運営方針

1. ご利用される方、一人ひとりの意思及び人格を尊重し、家庭的雰囲気の中で生き生きとした暮らしを支えます。
2. プライバシーを保護し、一人ひとりに合った利用者本位の介護サービスを行います。
3. ユニット内での生活を通してリハビリを行い、ご利用される方の自立的生活を支援します。
4. 人との関わりを大切にし、利用者相互の交流をはじめ地域や家庭の結びつきを重視した運営を行います。

- (8) 開設年月 平成 18 年 3 月 15 日
- (9) 入所定員 90 人

3. 居室の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は全室個室です。

居室・設備の種類	室数	備考
個室 (1 人部屋)	90 室	ユニット型個室 (9 ユニット)
合計	90 室	東町 1~4 丁目、西町 1~5 丁目
食堂兼リビング	9 室	ユニット毎に設置
キッチン	9 室	流し台、電磁調理器、冷蔵庫、オーブンレンジ、食器棚等完備
浴室	12 室	機械浴・特殊浴槽、中間浴槽、一般浴、ユニット内浴室
医務室	1 室	
トイレ	19 室	車椅子対応型

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆ 居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆ ユニットに関する特記事項

トイレの場所—居室外、ユニットに 2 ヶ所 (西町 5 丁目は 3 ヶ所)

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	指定基準
1. 施設長	1名	1名
2. 事務長	1名	1名
3. 事務職員	2名以上	2名
4. 介護職員	30名以上	3対1
5. 生活相談員	1名	1名
6. 看護職員	3名以上	3名
7. 機能訓練指導員	1名以上	1名
8. 介護支援専門員	1名	1名
9. 医師	1名	必要数
10. 管理栄養士	1名	1名

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤 務 体 制		
1. 医師	週2日	14:00~16:00	1人
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員		
	早番A	6:30~15:30	1人
	早番B	7:00~16:00	
	早番C	8:00~17:00	
	通常	8:30~17:30	1人
	日勤A	10:00~19:00	1人
	日勤B	11:00~20:00	
	遅番A	12:00~21:00	1人
遅番B	13:00~22:00		
夜勤	22:00~7:00	1人	
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員		
	早番	7:30~16:30	1人
	通常	8:30~17:30	
	遅番	9:30~18:30	
4. 機能訓練指導員	通常	8:30~17:30	1人

☆ 土日は上記と異なります。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供いたします。
当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、居住費、食費を除き介護保険負担割合証に記載の割合に基づき介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食事

- ・当施設では、管理栄養士による栄養指導及び外部委託による調理業務によって栄養ならびにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・管理栄養士は、利用者の栄養ケアマネジメント業務を担当し、利用者一人ひとりの健康・栄養状態をアセスメントし、個別の栄養ケア計画を作成し、利用者又は家族に対して説明を行い、書面により同意を得ます。又、栄養ケア計画作成後においても、指定介護老人福祉施設サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、栄養ケア計画の実施状況の把握及び必要な栄養指導を行うとともに、利用者の栄養管理面についての解決すべき課題の把握を行い、栄養ケア計画の変更を行います。
- ・なお、受託業者は下記のとおりです。
 (株)ニッコトラスト 東京都中央区日本橋堀留町2丁目4番3号
 新堀留ビル9階
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
 (食事時間) 朝食 8:00～ 昼食 12:15～ 夕食 18:00～

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

＜サービス利用料金（1日あたり）＞（契約書第5条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居住費と食費の自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

ご契約者の要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1 ・ サ リ 用 ビ 料 ス 金	基本料金	6,700円	7,400円	8,150円	8,860円	9,550円
	看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	120円				
	夜勤職員配置加算(Ⅳ)	210円				
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	60円				
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	基本料金・各加算の合計に13.6%を乗じた額				
	合計	8,054円	8,849円	9,701円	10,508円	11,292円
2. うち、介護保険から給付される金額	1割負担	7,249円	7,964円	8,731円	9,457円	10,163円
	2割負担	6,443円	7,079円	7,761円	8,406円	9,034円
	3割負担	5,638円	6,194円	6,791円	7,356円	7,904円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	1割負担	805円	885円	970円	1,051円	1,129円
	2割負担	1,611円	1,770円	1,940円	2,102円	2,258円
	3割負担	2,416円	2,655円	2,910円	3,152円	3,388円
4. 居住費に係る自己負担額	2,066円（軽減制度有、下記参照）					
5. 食費に係る自己負担額	1,445円（軽減制度有、下記参照）					
6. 自己負担額合計(3+4+5) 【概算】	1割負担	4,316円	4,396円	4,481円	4,562円	4,640円
	2割負担	5,122円	5,281円	5,451円	5,613円	5,769円
	3割負担	5,927円	6,166円	6,421円	6,663円	6,899円

※以下の項目については要件を満たす場合に加算となります。

- ①初期加算…入所時から30日間については1日あたり300円のサービス利用料金が加算されます。（自己負担額：1割負担30円、2割負担60円、3割負担90円）
- ②協力医療機関連携加算…協力医療機関との間で入居者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合、1月あたり500円のサービス利用料金が加算されます。（自己負担額：1割負担50円、2割負担100円、3割負担150円）
- ③科学的介護推進体制加算(Ⅱ)…心身、疾病の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出している場合、1月あたり500円のサービス利用料金が加算されます。（自己負担額：1割負担50円、2割負担100円、3割負担150円）
- ④褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)…褥瘡に関連するリスクについて評価し、必要があれば褥瘡ケア計画を作成している場合、1月あたり30円のサービス利用料金が加算されます。（自己負担額：1割負担3円、2割負担6円、3割負担9円）
- ⑤褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)…上記Ⅰに加え、褥瘡発生リスクがあるとされた入所者について褥瘡の発生のない場合、1月あたり130円のサービス利用料金が加算されます。（自己負担額：1割負担13円、2割負担26円、3割負担39円）
- ⑥療養食加算…医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合には、1食あたり60円のサービス料金が加算されます。（自己負担額：1割負担6円、2割負担12円、3割負担18円）

- ⑦経口移行加算…経管により食事を摂取する方について、経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成し、管理栄養師及び看護職員による支援が行われた場合には1日あたり280円のサービス利用料金が加算されます。(自己負担額：1割負担28円、2割負担56円、3割負担84円)
- ⑧経口維持加算(Ⅰ)…経口により食事を摂取している方で、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方について、医師の指示に基づく栄養管理を提供した場合、1月あたり4000円が加算されます。(自己負担額：1割負担400円、2割負担800円、3割負担1,200円)
- ⑨経口維持加算(Ⅱ)…経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合であって、継続的な食事の摂取を支援する為の食事の観察及び会議等に医師もしくは歯科医師等が加わった場合1月あたり1000円のサービス利用料金が加算されます。(自己負担額：1割負担100円、2割負担200円、3割負担300円)
- ⑩若年性認知症入所者受入加算…若年性認知症患者を受け入れた場合、1日あたり1200円のサービス利用料金が加算されます。(自己負担額：1割負担120円、2割負担240円、3割負担360円)
- ⑪特別通院送迎加算…透析のための通院送迎を月12回以上実施した場合、1月あたり5,940円のサービス利用料金が加算されます。(自己負担額：1割負担594円、2割負担1,188円、3割負担1,782円)
- ⑫新興感染症等施設療養費…厚生労働省が定める感染症に感染し、適切な感染対策を行なった上で介護サービスを提供した場合、1日あたり2,400円のサービス利用料金が加算されます(1月に5日を限度)。(自己負担額：1割負担240円、2割負担480円、3割負担720円)

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆ご契約者が、短期入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく1日あたりの利用料金は、下記の通りです。(契約書第19条、第22条参照)

1. サービス利用料金(処遇改善加算含む)		2,795円
2. うち、介護保険から給付される金額	1割負担	2,516円
	2割負担	2,236円
	3割負担	1,957円
3. 居住費の自己負担額(軽減制度有、下記参照)		2,066円
4. 自己負担額(1-2+3)	1割負担	2,345円
	2割負担	2,625円
	3割負担	2,904円

◇当施設の居住費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、施設の居住費・食費の負担が軽減されます。

預貯金等の 資産の状況	所得の状況		利用者 負担段階	居住費	食費		
				ユニット型個室			
単身 1,000 万円以下 ご夫婦 2,000 万円以下	生活保護受給者		1	880 円	300 円		
	世帯 全員が 市町 村民 税非 課税	老齢福祉年金受給者					
単身 650 万円以下 ご夫婦 1,650 万円以下		前年の合計所得金額と年金収入額の合計が 80 万円以下の方		2	880 円	390 円	
		単身 550 万円以下 ご夫婦 1,550 万円以下	前年の合計所得金額と年金収入額の合計が 80 万円超 120 万円以下の方		3①	1,370 円	650 円
			単身 500 万円以下 ご夫婦 1,500 万円以下	前年の合計所得金額と年金収入額の合計が 120 万円超の方		3②	1,370 円
上記以外の方				非該当	2,066 円	1,445 円	

(2) (1) 以外のサービス（契約書第 4 条、第 5 条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①特別な食事（酒を含みます。）

ご契約者のご希望に特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

②理容・美容

[理容サービス]

月 2 回、理容師の出張による理容サービスをご利用いただけます。（日程については、理容師及び施設の都合により決定します）

利用料金：実費（利用料金表参照）

[美容サービス]

月 2 回、美容師の出張による美容サービスをご利用いただけます。（日程については、美容師及び施設の都合により決定します）

利用料金：実費（利用料金表参照）

③貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

- 管理する貴重品の形態：現金、金融機関に預け入れている預貯金、保険証類
- お預かりするもの：現金、上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、各種保険証類、印鑑 等
- 保管管理者：施設長
- 出納方法：手続きの概要は以下の通りです。

- ・現金等の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
- ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、現金等の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

○ 利用料金：1日あたり 30 円（現金、預貯金の管理料金）

※保険証類のみのお預かりの場合、料金はかかりません。

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑤複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10 円

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑦ご契約者の移送に係る費用

買い物、外出泊の移送を行います。但し、片道1時間を超える遠距離の場合は1km50円いただきます。

施設外の商店までの買い物代行 1回 100円

買い物等の付き添い 1時間当たり 500円

病院への通院のための送迎 北茨城市内 1回 500円

市外及び県外については 1kmにつき 50円

⑧ご家族の宿泊に関する費用

寝具代 1日 500円

食事代 朝 350円 昼 400円 夕食 450円

尚、食事を希望する方につきましては、宿泊日の前々日までに事務局までお申し付け下さい。

⑨契約書第20条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間にかかる料金（1日当たり）

ご契約者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
料 金	8,766円	9,466円	10,216円	10,926円	11,616円

ご契約者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合 8,766円

※その他利用料金又は加算負担金については、別紙 特別養護老人ホーム エスコート磯原 利用料金表 裏面参照

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第 5 条参照)

前記 (1)、(2) の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、翌月 15 日頃までに前月分の利用料金をご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 窓口での現金支払い
イ. 下記指定銀行への振り込み
常陽銀行 磯原支店 普通預金 口座番号 1540925
社会福祉法人 白寿会 理事長 鈴木 重光

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものでもありません。)

名称	所在地	診療科
こうじま慈愛病院	いわき市錦町鈴鹿 103-1	内科、外科
北茨城中央クリニック	北茨城市磯原町豊田 1-36	内科、泌尿器科
瀧病院	北茨城市磯原町磯原 2-305	内科、外科、整形外科、泌尿器科
呉羽総合病院	いわき市錦町落合 1-1	総合診療
大平歯科クリニック	北茨城市磯原町豊田 905-1	歯科

6. 施設を退所していただく場合 (契約の終了について)

当施設との契約では終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。(契約書第 14 条参照)

①要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
③施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑤ご契約者から退所の申し出があった場合 (詳細は以下をご参照下さい。)
⑥事業者から退所の申し出を行った場合 (詳細は以下をご参照下さい。)

(1) ご契約者から退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 15 条、第 16 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 17 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 2 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご契約者が連続して 3 ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合*
- ⑤ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

* 契約者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第 19 条参照）

当施設入所中に医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、6 日間以内の短期入院の場合

6 日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

② 7日間以上3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入所時に予定されていた退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。入院期間中は所定の料金（2,066円）をご負担いただきます。（介護保険は適用になりません）

③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

<入院期間中の利用料金>

上記①の入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。

(3) 円滑な退所のための援助

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な対処のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 残置物引取人（契約書第21条参照）

入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めることができます。（契約書第21条参照）

「残置物引取人」を定めない場合、当施設は、「身元保証人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人（身元保証人）にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8. 苦情の受付について（契約書第23条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 生活相談員 木戸川 朗
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30

また、苦情受付ボックスをロビーに設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

北茨城市役所 高齢福祉課	所在地 茨城県北茨城市磯原町磯原 1630 電話番号 0293-43-1111 F A X 0293-30-1400 受付時間 8:30~17:15
茨城県国民健康保険 団体連合会	所在地 茨城県水戸市笠原町 978-26 茨城県市町村会館内 電話番号 029-301-1565 F A X 029-301-1579 受付時間 8:30~17:00
茨城県 社会福祉協議会	所在地 茨城県水戸市千波町 1918 電話番号 029-241-1133 F A X 029-241-1434 受付時間 8:30~17:00

9. 第三者評価の実施状況

当施設では、第三者評価機関による評価を実施しておりません。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、及び北茨城市等へ連絡を行うとともに、速やかに必要な措置を講じます。

年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

特別養護老人ホーム エスコート磯原

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契約者

住所

氏名

印

身元保証人

住所

氏名

印

利用者との関係 ()

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨・鉄筋コンクリート造 平家建
- (2) 建物の延べ床面積 4839.52 m²
- (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

- [短期入所生活介護]平成18年3月15日指定 茨城県 0871500369号 定員10名
- [通所介護] 平成18年3月15日指定 茨城県 0871500377号 定員20名
- [居宅介護支援] 平成19年1月05日指定 茨城県 0871500401号

(4) 施設の周辺環境

北茨城市の中心部に位置し、JR磯原駅より約4km、常磐高速道インターチェンジより4.5kmの距離にあり、南側に都市計画道路、東側に国道6号線及びバイパスが走るなど交通の便は良好である。

地形は小高い丘で、太平洋が一望できる絶景の地である。

南側は駒木台住宅団地(約500戸)に隣接、周囲は松の緑に囲まれた閑静な日当たりの良い場所である。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。1名の生活相談員を配置しています。

看護職員…主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。1名の機能訓練指導員を配置しています。

介護支援専門員…ご契約者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。1名の介護支援専門員を配置しています。

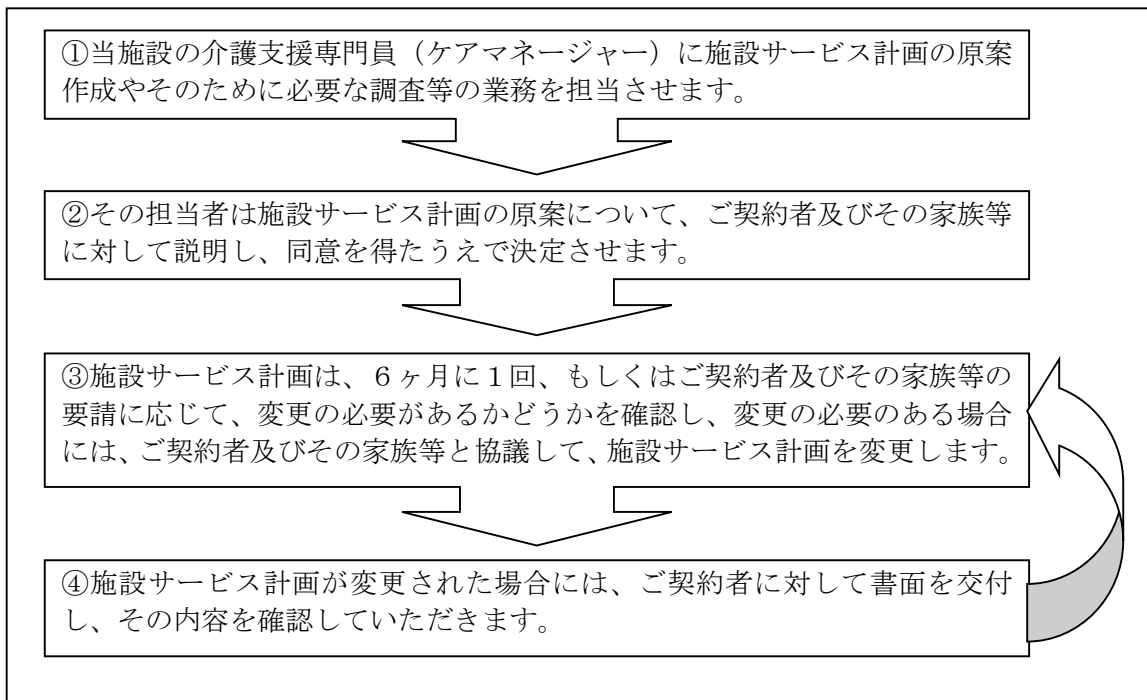
医師…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。1名の医師を配置しています。

管理栄養士…ご契約者の食事の献立作成や栄養管理(栄養ケアマネジメント)食事に関する衛生管理や指導を行います。ご契約者に関わる栄養ケア計画を作成します。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画(ケアプラン)」に定めます。

「施設サービス計画(ケアプラン)」の作成及びその変更は次の通り行います。(契約書第2条参照)



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第7条、第8条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて、記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

ご入所にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

- ①衣類（普段着、外出着、下着、寝まき類）②室内履、室外履 ③タオル、バスタオル ④洗面用具 ⑤整髪用具 ⑥シェーバー ⑦置時計、腕時計 ⑧整理ダンス等 ⑨その他、個人専用の家電製品（小型テレビ、DVDプレイヤー、ビデオデッキ、携帯電話の充電器、電気毛布、マッサージ機等につきましては、1品につき持ち込み料として月々100円いただきます） ⑩その他使い慣れた福祉用具・自助具（車椅子、歩行器、杖、補装具、）及び馴染みの家具・備品等

(2) 面会

面会時間 9:00～12:00、14:00～17:00

※ 来訪者は、必ず事務所窓口にて来場者カードへの記入をお願いします。

※ なお、来訪される場合、必要以上の持ち込みはご遠慮ください。

(3) 外出・外泊（契約書第22条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前に事務局までお申し出下さい。

但し、外泊については、1ヶ月につき連続して7泊、複数の月をまたがる場合には連続して12泊以内とさせていただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合には、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第9条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

原則として施設内は全面禁煙となっております。喫煙を希望される方は事務局までお申し出下さい。

6. 損害賠償について（契約書第11条、第12条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。